栗国空港PIの進め方について

1. 粟国空港 P I の進め方について

背景

国土交通省航空局は、交通政策審議会航空分科会の答申 1 (平成14年12月)を踏まえ、「一般空港の滑走路新設または延長事業に係る整備指針(案)」(以降「空港整備指針(案)」と言う)及び「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン(案)」(以降「PIガイドライン(案)」という)を公表した。

今後の一般空港の整備は、「PIガイドライン(案)」基づく空港計画の合意形成手続きを実施するとともに、「空港整備指針(案)」に基づき事業評価を行うことにより、真に必要性が認められるものに限って事業採択することとしている。

1 交通政策審議会航空分科会答申(抜粋)

滑走路新設・延長に係る新規事業については、国が空港整備の指針を明示し、整備主体において需要・必要性の十分な検証、空港計画の十分な吟味、費用対効果分析の徹底等を行って、真に必要なものに限って事業化することとし、また、透明性向上の観点から、構想・計画段階におけるPI等の手続きをルール化するべきである。

基本方針

空港整備におけるPIは基本的に「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン(案)」(PIガイドライン)に基づき実施されるものであるが、粟国空港については離島空港であり、離島住民の福祉や民生の安定向上及び離島振興を目的としていること等から、PIの実施については、以下の点に留意する。

PIにおける情報提供・意見収集は特に地元粟国村の住民や地元関係団体等を重点的に実施する。そのため「粟国空港協議会」のもと、沖縄県と粟国村が協働で実施する。

空港の拡張整備計画については、過去における検討経緯や今後予定している空港 基本設計の検討結果等について情報提供を行い、これに対する意見収集を行う。

PI実施の流れ

粟国空港の整備計画にかかるPIについては、現空港位置での拡張整備を検討していることから、施設計画段階のPI(施設配置等の計画)として実施する。

PIにより得られた住民等PI対象者の意見を集約し、事業主体としての対応方針及び空港整備計画を決定する。

また、PIの実施に当たっては、PI評価委員会を設置し、同委員会の意見を踏まえながらPI実施計画の策定及びPI実施を行う。

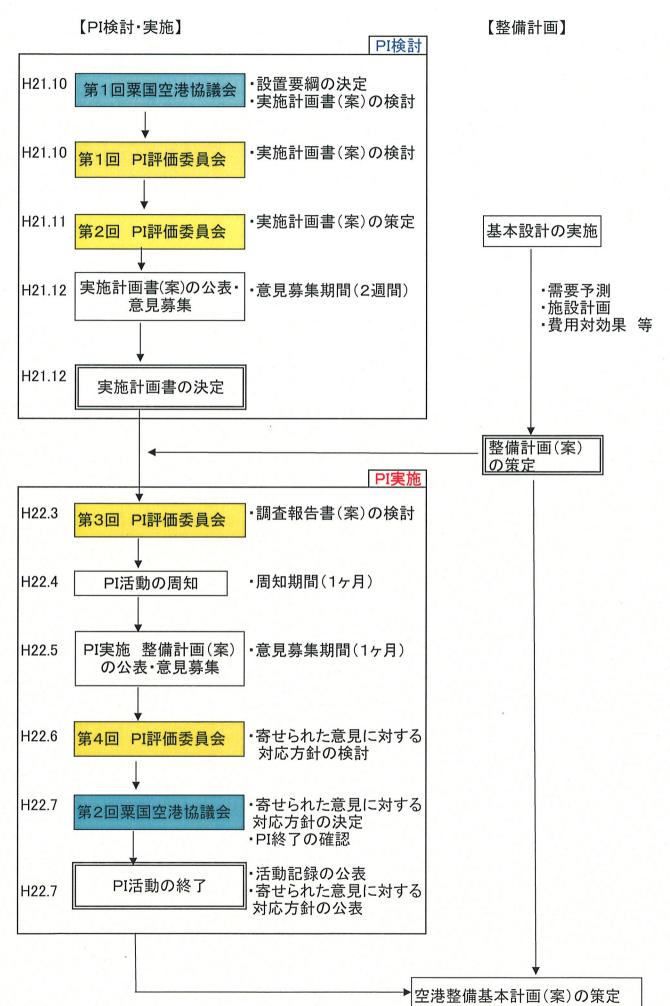
2. 粟国空港 Р I 評価委員会について

評価委員会の目的

評価委員会は、粟国空港協議会が行う粟国空港のPIのプロセスや結果について、評価・助言を行うことにより、PIの透明性、公平性や公正性を確保することを目的とする。

委員会の審議予定(全4回予定)

開催予定年月日	審議内容等
第1回委員会 平成21年10月 那覇市開催	乗国空港の現状と課題及びこれまでの栗国空港整備の取り組み等を 報告するとともに、栗国空港の施設計画段階のPI実施方法について 提案し、PI実施計画書(素案)の成案に向けた意見を得る。 議事項目 栗国空港の整備について 栗国空港PIの進め方について PI実施計画書(素案)について
第2回委員会 平成21年11月 (開催予定)	第1回PI評価委員会の意見を踏まえた「粟国空港拡張整備事業に係るPI実施計画書(素案)」の修正案を提示し、同案の了承を得る。また、施設計画段階のPIの実施を周知するためのパンフレット(素案)を提案し、その内容について意見を得る。 議事項目 PI実施計画書(修正案)について PI周知のためのパンフレット(素案)について
第3回委員会 平成22年3月 (開催予定)	
第4回委員会 平成22年6月 (開催予定)	栗国空港のPI実施で寄せられた意見に対する対応方針について意見を得る。また、PI実施目標が達成されたか否かの評価を得る。 議事項目 PI実施の結果について PI実施で寄せられた意見に対する対応方針について



栗国空港協議会設置要綱

(設置)

第1条 現在の粟国空港を拡張整備することにより、粟国島における民生の安定向上と産業等の振興に資することを目的として、粟国空港協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

- 第2条 協議会では、次の事項について協議する。
 - (1) 粟国空港の整備計画に関すること
 - (2) 粟国空港のPI実施に関すること
 - (3) 定期航空路線就航に関すること
 - (4) 粟国空港の円滑な建設整備の推進に関すること
 - (5) その他

(構成員)

- 第3条 協議会の構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 沖縄県企画部企画調整統括監
 - (2) 沖縄県土木建築部土木整備統括監
 - (3) 沖縄県土木建築部南部土木事務所長
 - (4) 粟国村長

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、沖縄県土木建築部土木整備統括監がこれにあたる。

(招生)

- 第5条 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(幹事会)

- 第6条 協議会には、幹事会を置く。
- 2 幹事会は協議会を補佐し、協議会に提示する事項及び協議会から求められた事項について協議する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、下記に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 沖縄県土木建築部参事(幹事長)
 - (2) 沖縄県企画部交通政策課長
 - (3) 沖縄県土木建築部空港課長
 - (4) 粟国村副村長
- 4 幹事会は幹事長が招集し、必要があると認めるときは幹事以外の者の出席を求めることができるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、沖縄県土木建築部空港課及び栗国村経済課が相互に連携して 処理にあたる。

(その他)

第8条 その他、協議会運営に必要な事項は、協議会が定める。

阳初

この要綱は、平成21年10月14日より施行する。

栗国空港PI評価委員会規約

(設置)

第1条 栗国空港PI評価委員会(以下「評価委員会」という)は、栗国空港協議会(以下「協議会」という)が設置する。

(目的)

第2条 評価委員会は、協議会が行う粟国空港のパブリックインボルブメント(以下「PI」という)のプロセスや結果について、評価・助言を行うことによりPIの透明性、公平性や公正性を確保することを目的とする。

(所掌事務)

- 第3条 評価委員会は、前条の目的を達成するために次の事項について評価、助言を行う。
 - (1) PI実施計画に関すること
 - (2) PI実施期間中のPI活動に関すること
 - (3) PI実施結果に関すること

(構成)

第4条 評価委員会は、所掌事務の遂行に必要な有識者をもって構成し、委員の構成は別 紙のとおりとする。

(第三者性)

第5条 委員は、評価委員会の目的に照らし、特定の行政機関及び特定の利害関係者等の 利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、評価委員会の所掌事務が完了するまでとする。

(委員長)

第7条 評価委員会には、委員長を置く。

(評価委員会の運営)

- 第8条 評価委員会は、委員長が招集し開催する。
- 2 評価委員会は、委員全員の出席をもって成立する。
- 3 評価委員会は、協議会に対し評価委員会の運営に必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 評価委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人を識別させる情報や個人の権利利益を害する恐れのある情報などを 漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第10条 評価委員会は、特段の理由のある場合を除き、原則として公開とする。

(事務局)

第11条 評価委員会の事務局は、沖縄県に置く。

(その他)

第12条 その他、評価委員会運営に必要な事項については、協議会が定める。

附則

この規約は、平成21年10月14日より施行する。

粟国空港PI評価委員会委員名簿

氏	名	所	備	考
大城	保	沖縄国際大学 経済学部 教持	委員	長
堤 純-	一郎	琉球大学 工学部 教授	Ę	
崎山 往	丰子	フリージャーナリスト		